法の

## 7.1. 規制区域指定時に工事中の工事の届出

### (法)

(工事等の届出)

- 第二十一条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅 地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところに より、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、 工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項 を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(工事等の届出)

- 第四十条 特定盛土等規制区域の指定の際、当該特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、 工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省 令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

## 【政令】

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

- 第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。
- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
  - 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートル を超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土(前二号に該当する盛土又は切土を除 く。)
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千 平方メートルを超えるもの

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

### 第二十五条

- 1 (略)
- 2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。
  - ー 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メ ートルを超えるもの
  - 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

#### 【省令】

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法)

- 第五十二条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。
- 2 前項の届出書が令第二十三条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図		等高線は、ニメートルの標高
		差を示すものとすること。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、	
	崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウ	必要がない場合は、その旨を
	ンドアンカーその他の土留の位置	付すること。

- 3 土石の堆積に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。
- 4 前項の届出書が令第二十五条第二項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの概 高差を示すものとするこ と。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	

(特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出の方法) 第八十二条 特定盛土等に関する工事について、法第四十条第一項の規定による届出をしようとする者は、 別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。この場合においては、第五十二条第二項の規定を準 用する。

2 土石の堆積に関する工事について、法第四十条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式十六の届出書を提出しなければならない。この場合においては、第五十二条第四項の規定を準用する。

### 解説

規制区域指定時に工事中の工事(宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事)については、届出が必要です。この場合の届出先は宮城県土木部建築宅地課です。

工事中の工事とは、既に工事に着手している工事で、工事の着手時点とは、工 事現場において設計図書等と照合して行う土地の形質変更又は土石の堆積が行わ れた時点です。

届出の様式等は、土地の形質変更(宅地造成、特定盛土等)、土石の堆積の別で 省令で定められています。 ※各土木事務所では、法 第21条第1項、第40 条第1項の届出は受け付 けていません。

## 1 土地の形質変更(宅地造成、特定盛土等)

- (1) 届出様式:省令様式第15
- (2) 添付書類

次の一定規模を超える場合には、省令に定める添付書類が必要となります。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2メートルの 標高差を示すものとする こと。
	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又 は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩 壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい 又はグラウンドアンカーその他の土留の位 置	植栽、芝張り等の措置を 行う必要がない場合は、

添付書類が必要な一定規模とは、次のとおりで、宅地造成等工事規制区域であれば、中間検査・定期の報告が必要な規模、特定盛土等規制区域内であれば、許可対象規模となります。

- ①盛土で高さ2m超の崖を生じるもの
- ②切土で高さ5m超の崖を生じるもの
- ③盛土と切土で高さ5m超の崖を生じるもの(①、②を除く)
- ④盛土で高さ5m超を超えるもの(①、③を除く)
- ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡を超えるもの(①~④を除く)

⑤は盛土・切土をする厚さが 30 cmを超える部分の合計面積が 3,000 ㎡を超えるもの

## 2 土石の堆積

(1) 届出様式:省令様式第16

(2) 添付書類

次の一定規模を超える場合には、省令に定める添付書類が必要となります。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮足 方位及75十批の貨界線	等高線は、二メートルの標高 差を示すものとすること。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	

添付書類が必要な一定規模とは、次のとおりで、宅地造成等工事規制区域であれば、定期の報告が必要な規模、特定盛土等規制区域内であれば、許可対象規模が対象となります。

- ①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡を超えるもの
- ②堆積の面積が3,000㎡を超えるもの

②は堆積する土石の厚さが 30 cmを超える部分の合計面積が3,000 ㎡を超えるもの

## 7.1.1. 規制区域指定時に工事中の工事として届出された工事の公表等

### (法)

(工事等の届出)

第二十一条

- 1 (略)
- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、 工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項 を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(工事等の届出)

#### 第四十条

- 1 (略)
- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、 工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省 令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

### 【省令】

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表の方法) 第五十三条 法第二十一条第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行 うものとする。

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項) 第五十四条 法第二十一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

(特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表の方法)

第八十三条 法第四十条第二項の規定による公表は、第五十三条に規定するところにより行うものとする。

(特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項)

第八十四条 法第四十条第二項の主務省令で定める事項は、第五十四条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」に読み替えるものとする。

### 解説

規制区域指定時に工事中の工事として届出された工事は、県のホームページ上で公表するとともに、届出内容について盛土等が所在する市町村長あて通知します。

公表、通知の項目については次のとおりです。

- ①宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の位置図
- ②工事の届出年月日
- ③工事施行者の氏名又は名称
- ④工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑤盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑥盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑦盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

## 7.1.2. 規制区域指定時に工事中の工事として届出した工事の廃止等届出・変更届

### 【政令】

(宅地造成及び特定盛土等)

- 第三条 法第二条第二号及び第三号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。
  - 一盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
  - 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
  - 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが二メートル を超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土(前二号に該当する盛土又は切土を除 く。)
  - 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが二メートルを超えるもの
  - 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百 平方メートルを超えるもの

## 【県細則】

(廃止等届)

第九条 法第十二条第一項本文若しくは法第三十条第一項本文の許可を受けた工事主又は法第二十一条第 一項若しくは第三項、法第二十七条第一項本文若しくは法第四十条第一項若しくは第三項の規定による届 出をした工事主は、当該工事を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、速やかに、工事廃止等届 (様式第十号)を知事に提出しなければならない。

(届出工事変更届)

第十九条 法第二十一条第一項又は法第四十条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事の変更届(様式第二十号)に、規則第五十二条第二項又は第四項に掲げる書類のうち工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもののほか、新旧対照表を添付して、知事に提出しなければならない。

### 解説

### 1 廃止等届

規制区域指定時に工事中の工事として届出した工事を、廃止するとき、休止するとき又は休止した工事を再開するときは、細則様式第10号による工事廃止等届出を提出する必要があります。届出先は宮城県土木部建築宅地課です。

廃止する際には、政令第3条各号の宅地造成若しくは特定盛土等又は土石の堆積の規模を超えない規模に限ります。

また、廃止等届を提出して休止している期間も、法第19条第1項または第3 8条第1項に規定する3ヶ月ごとの定期の報告は提出する必要があります。 ※各土木事務所では、法 第21条第1項、第40 条第1項の届出に係る廃 上等届出、当該届出工事 の変更届は受け付けてい ません。

### 2 届出工事の変更届

届出した工事を変更する際には、細則様式第20号による届出工事の変更届を 提出する必要があります。当該届出工事の変更届は宮城県土木部建築宅地課です。

この際、変更に係る添付書類のほか、新旧対照表を添付する必要があります。

※添付書類は、7.1 の添付書類のうち、変更に係るもの。

## 7.2. 擁壁等の除却工事の届出

### (法)

(工事等の届出)

第二十一条

 $1 \sim 2$  (略)

3 宅地造成等工事規制区域内の土地(公共施設用地を除く。以下この章において同じ。)において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者(第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。)は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。(工事等の届出)

#### 第四十条

 $1 \sim 2$  (略)

3 特定盛土等規制区域内の土地(公共施設用地を除く。以下この章において同じ。)において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者(第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。)は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

## 【政令】

(届出を要する工事)

- 第二十六条 法第二十一条第三項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。
- 2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端(当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。)との垂直距離によるものとする。

### 【省令】

(擁壁等に関する工事の届出)

第五十五条 法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出し なければならない。

### 【県細則】

(廃止等届)

第九条 法第十二条第一項本文若しくは法第三十条第一項本文の許可を受けた工事主又は法第二十一条第一項若しくは第三項、法第二十七条第一項本文若しくは法第四十条第一項若しくは第三項の規定による届出をした工事主は、当該工事を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、速やかに、工事廃止等届(様式第十号)を知事に提出しなければならない。

(届出工事変更届)

第十九条 法第二十一条第一項又は法第四十条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事の変更届(様式第二十号)に、規則第五十二条第二項又は第四項に掲げる書類のうち工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもののほか、新旧対照表を添付して、知事に提出しなければならない。

## 解説

公共施設用地を除く土地で次の工事を行う場合(宅地造成又は特定盛土等の許可若しく届出した工事を除く)、工事に着手する日の14日前までに、省令様式第17により届出をする必要があります。届出先は宮城県土木部建築宅地課です。

- ・ 高さが2mを超える擁壁又は崖面崩壊防止施設の除却
- ・ 地表水等を排除するための排水施設の除却
- ・ 地滑り抑止ぐい等の除却

また、当該工事を廃止、休止、再開する際には、県細則様式第10号の届出を、 届出に係る事項を変更しようとする際には、県細則様式第20号に新旧対照表を 添付して届出する必要があります。 ※宮城県内全域が規制区域に指定となります。

※土木事務所では、当該 届出を受け付けていません。

※高さは、擁壁等の全面 の上端と下端(全面の(株) が地盤面と接する部分) との垂直距離をいう。

## 7.3. 公共施設用地の転用の届出

### (法)

(工事等の届出)

第二十一条

 $1 \sim 3$  (略)

4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者(第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。)は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(工事等の届出)

第四十条

 $1 \sim 3$  (略)

4 特定盛士等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者(第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。)は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

### 【省令】

(公共施設用地の転用の届出)

第五十六条 法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出し なければならない。

### 【県細則】

(廃止等届)

第九条 法第十二条第一項本文若しくは法第三十条第一項本文の許可を受けた工事主又は法第二十一条第一項若しくは第三項、法第二十七条第一項本文若しくは法第四十条第一項若しくは第三項の規定による届出をした工事主は、当該工事を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、速やかに、工事廃止等届(様式第十号)を知事に提出しなければならない。

(届出工事変更届)

第十九条 法第二十一条第一項又は法第四十条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事の変更届(様式第二十号)に、規則第五十二条第二項又は第四項に掲げる書類のうち工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもののほか、新旧対照表を添付して、知事に提出しなければならない。

### 解説

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内で公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合(宅地造成又は特定盛土等の許可若しく届出した工事で転用した場合を除く)に、転用した者は、転用した日から14日以内に省令様式第17により県に届出をする必要があります。届出先は宮城県土木部建築宅地課です。

※宮城県内全域が規制区 域に指定となります。

また、当該工事を廃止、休止、再開する際には、県細則様式第10号の届出を、 届出に係る事項を変更しようとする際には、県細則様式第20号に新旧対照表を 添付して届出する必要があります。 ※土木事務所では、当該 届出を受け付けていません。

公共施設用地の定義は、次のとおりです。

道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定するもの)

国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地、緑地、広場、廃棄物処理 施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施 設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設 ※詳細は1.2 用語の定義 を参照

## 7.4 省令第88条の適合証明

### 【省令】

(法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを 証する書面の交付)

第八十八条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項(同法第八十八条第一項又は第二項 において準用する場合を含む。)若しくは第六条の二第一項(同法第八十八条第一項又は第二項において 準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の 特例に関する法律(令和三年法律第三十四号)第三条第一項の認定(同法第四条第一項の変更の認定を含 む。)を受けようとする者は、その計画が法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三 十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

### 【県細則】

(宅地造成又は特定盛十等に関する証明書の交付申請書)

- 第二十条 規則第八十八条の書面の交付を受けようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可 等証明申請書(様式第二十一号)又は宅地造成又は特定盛土等に関する工事でない旨の証明申請書(様式 第二十二号)を知事に提出しなければならない。
- 前項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事でない旨の証明申請書には、規則第七条第一項第一号に規 定する図面(位置図、地形図、土地の平面図及び土地の断面図に限る。)その他知事が必要と認める図書 を添付しなければならない。

## 【手数料条例】

(手数料の徴収) 第二条 知事は 知事は、次の表の上欄に掲げる者から、それぞれ同表の中欄に掲げるときに、手数料を徴収する。 この場合において、当該手数料の額は、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に特別の計算単位 の定めがあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては一件につきそれぞれ定める額と する

/ 90	
納入義務者	百九十五 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号)第八十
	八条の規定に基づく証明書の交付を申請する者
徴収の時期	申請するとき
手数料の額	[ 2,000 円

## 【建築基準法】

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第六条 建築主は、第一号若しくは第二号に掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合 においては、建築物が増築後において第一号又は第二号に規定する規模のものとなる場合を含む。)、これ らの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第三号に掲げる建築物を建 築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定(この法律並び にこれに基づく命令及び条例の規定(以下「建築基準法令の規定」という。)その他建築物の敷地、構造 又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同 じ。)に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事又は建築副主事(以下「建 築主事等」という。)の確認(建築副主事の確認にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限 る。以下この項において同じ。)を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建 築物の計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をして、第一号若しくは第二号に掲げる 建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号又は 第二号に規定する規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様 替をしようとする場合又は第三号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

## 【建築基準法施行令】

第九条 法第六条第一項(法第八十七条第一項、法第八十七条の四(法第八十八条第一項及び第二項におい て準用する場合を含む。) 並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。) の政令で 定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、 構造又は建築設備に係るものとする。

一~八(略)

九 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第十二条第一項、第十六条第一項、 第三十条第一項及び第三十五条第一項

# 解説

# 1 建築基準法の建築関係規定

建築基準法では、建築主が一定の建築物を建築しようとする場合、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に建築確認の際、建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事等の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないと規定されています。

建築基準関係規定として建築基準法施行令第9条に、盛土規制法の次の規定 が規定されています。

- ・第12条第1項(宅地造成等工事規制区域内の許可)
- ・ 第16条第1項(宅地造成等工事規制区域内の変更許可)
- ・第30条第1項(特定盛土等規制区域内の許可)
- ・第35条第1項(特定盛土等規制区域内の変更許可)

### 2 証明書の発行

証明書の発行申請にあたっては、2,000円の手数料が必要です。

省令第88条で証する書類(適合証明)は、盛土規制法に基づく許可が行われたこと又は許可が不要であることを証明するものです。

証明書の発行を受けようとする場合は、証明を受けようとする区分に応じて それぞれ次のとおり申請してください。

- ① 許可が行われたことの証明 県細則様式第21号に所要事項記載し2部提出
- ② 許可不要であることの証明

県細則様式第22号に所要事項を記入し、次の図書を添えて2部提出

図面の 種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10000 以上	
地形図	方位及び土地の境界線	1/2500 以上	等高線は、2mの標高 差を示すものとするこ と。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土 又は切土をする土地の部分、崖、擁 壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及 び地滑り抑止ぐい又はグラウンド アンカーその他の土留の位置	以上	断面図を作成した箇 所に断面図と照合でき るように記号を付する こと。
土地の 断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2500 以上	高低差の著しい箇所 について作成するこ と。